

平成 29 年度 沼津市民間支援まちづくりファンド事業
応募の手引き（ソフト部門）

募集期間 平成 29 年 4 月 7 日(金) ～ 5 月 19 日(金)

沼津市都市計画部 まちづくり政策課

1 民間支援まちづくりファンド事業とは

私たちが暮らす沼津がいつまでも魅力的で元気なまちであり続けるためには、まちづくりの主役であるみなさんの力が不可欠です。

「民間支援まちづくりファンド」は、みなさんの「沼津をこんなまちにしたい」「沼津でこんなことにチャレンジしてみたい」といった思いを応援するための制度です。

支援の対象は、地域に人のつながりを生み出す取り組み、その拠点となる交流の場づくり、起業や新たな雇用の創出など、民間主体で行う「まちづくり活動」で、将来にわたって持続的な効果が期待できるものです。

民間ならではの創意工夫にあふれた「まちづくり活動」で、「市民が主役の沼津、挑戦するまち沼津」への歩みを一緒に進めていきましょう。

2 対象となるまちづくり活動

沼津市内で実施される、地域の活性化や、住民の生活向上に役立つ「まちづくり活動」とします。

ただし、次のいずれかに該当する活動は対象となりません。

- ① 市内で実施されないもの
- ② 営利、政治活動又は宗教活動を主たる目的としているもの
- ③ 特定の個人又は団体に効果が帰属するもの
- ④ 既に国、県、市からの補助金を受けている又は受ける予定であるもの
- ⑤ その他、市長が適当でないと認めるもの

「まちづくり活動」の事例

事業名	事業内容例
女性・若者・高齢者の起業家育成につながるネットワークの構築、セミナーの開催	女性交流サロン、女子力アップセミナー、女性・シニア世代起業セミナーの開催等
公共空間の活用を促進する事業	河川空間を活用した自然体験教室、にぎわいを創出するイベント開催等
子育て支援、子育てママのネットワークづくりにつながる事業	親子体操教室、体験学習、食育講座等の開催
高齢者の社会参画を促進する事業	社会奉仕活動、健康増進活動等の開催
中心市街地の活性化、交流人口拡大につながる事業	地域の観光資源などを活用した多くの市民及び観光客が訪れるイベントの開催等
地域の観光PR又は情報発信	魅力ある観光のPR、情報発信を行う活動、外国人観光客の誘客を促す事業等
地域資源を活用した特産品・ブランドの開発	地域資源を活かした逸品、特産品開発など地域のブランド力を創出する活動等
多様なコミュニティの形成に資する事業	担い手育成事業、コミュニティビジネス講座等
生涯学習の推進に寄与する事業	ボランティア養成講座、学習発表会の開催等
ハード部門との併用による事業	コワーキングスペースを活用した起業の促進につながる事業等

※上記はあくまで例示であり、民間の自由な発想による幅広い分野のまちづくり活動を対象とします。



子育てママのネットワークづくり



河川空間を活用したイベント開催



中心市街地でのイベント開催



公共空間の美化イベント開催

3 応募対象者

沼津市内で実施される「まちづくり活動」であれば、沼津市民（個人・団体）に限らず応募することができます。（法人格の有無は問いません。）

ただし、次のいずれにも該当する必要があります。

- ① 納期限の到来した市民税に未納がないこと。
- ② 規約等により団体の代表者及び運営に必要な事項を定めていること。（団体のみ）
- ③ 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

4 支援内容

(1) スタート支援型事業

これから「まちづくり活動」を始める個人又は団体からの事業を募集するものです。応募者の活動実績を問わず、本制度を初めて利用する場合は、「スタート支援型事業」に応募することができます。

※ 「スタート支援型事業」は、いずれの応募者も 1 回限りとなります。

「スタート支援型事業」に採択された応募者は、次回以降「ステップアップ型事業」のみ応募することができます。

補助率：対象経費の 10 分の 9 交付限度額 10 万円

(2) ステップアップ型事業

既に「まちづくり活動」に取り組んでいる個人又は団体からの事業を募集するものです。

※ 「ステップアップ型事業」は、原則として新たな「まちづくり活動」を対象としています。既存の「まちづくり活動」で応募する場合は、必ず事前に相談してください。

補助率：対象経費の 3 分の 2 交付限度額 30 万円
(特に公益性が高いと認められる事業については、50 万円とします)

5 対象経費

対象となる経費は、「まちづくり活動」を実施するうえで必要不可欠と認められる経費であり、下表の区分に該当するものとします。

区 分	備 考
賃 金	事業実施のために雇用する者の賃金
報 償 費	講師謝金等
交 通 費	電車・バス代等
消耗品及び原材料費	文具、資材等購入費 ※ 購入単価が 10,000 円を超え、耐用年数が 1 年以上の物品については、備品購入費として計上してください。
印 刷 製 本 費	資料の印刷代等
広 報 費	事業の効果的な実施に必要な広告宣伝に要するもの
通 信 運 搬 費	郵便代、配送料等
食 糧 費	無償従事者の飲食代、講師等の食事代等 ※ イベント参加者の飲食に係る経費は、補助対象外となりますので、食糧費としての計上はできません。
委 託 料	事業の実施に必要な業務の委託料(事業全部の委託は不可)
使用料及び賃借料	会場使用料、資機材使用料等
備 品 購 入 費	事業実施のために必要不可欠と認められるもの ※ 購入単価が 10,000 円を超え、耐用年数が 1 年以上の物品が該当します。原則として備品購入費の計上にあたっては、補助対象経費総額の 50%を超えないようにしてください。
光 熱 水 費	事業実施に伴うものに限る
保 険 料	ボランティア保険料等
そ の 他	上記以外の経費で市長が必要と認めるもの

※対象とならない経費の例

- ・ 団体運営に係る経常的な経費（家賃、リース料、回線使用料等）
- ・ 対象となるまちづくり活動以外の経常的な人件費
- ・ 事業の目的の範囲を超えた景品の給付に係る経費（商品券、記念品等）
- ・ 交際費、他団体への寄付金・補助金等
- ・ 領収書等により、事業実施主体が支払ったことが確認できない経費
- ・ 応募者又は応募団体のメンバーが所有する物件の賃借料
- ・ その他補助することが適当でないと認められる経費

6 事業期間

平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

7 同一事業の継続実施

「ステップアップ型事業」は、同一の事業（採択事業）について最大 3 回（事業期間）まで、継続して支援を受けることができます。

同一事業を継続して実施する場合は、必ず事前に相談してください。

なお、継続する場合の補助率は、以下のとおりです。

- | | |
|------------|----------------|
| 1 回目（初年度） | 補助対象経費の 3 分の 2 |
| 2 回目（翌年度） | 補助対象経費の 2 分の 1 |
| 3 回目（翌々年度） | 補助対象経費の 2 分の 1 |

8 応募までの流れ

応募にあたっての事前相談、書類受付、提出書類の詳細は、次のとおりとなります。

(1) 事前相談

受付期間 随時 午前 9 時～午後 5 時まで（土日・祝日・年末年始を除く）

※ 応募する場合は、必ず事前相談を行ってください。

原則として、5 月 12 日（金）までに事前相談がない事業については、応募書類の受け取りはできません。

相談窓口 沼津市役所 5 階 都市計画部 まちづくり政策課

電話番号 055(934)4886

(2) 書類提出

受付期間 平成 29 年 4 月 7 日(金) ～ 5 月 19 日(金)

午前 9 時～午後 5 時まで（土日・祝日・年末年始を除く）

提出先 沼津市役所 5 階 都市計画部 まちづくり政策課に持参（郵送不可）

(3) 提出書類

応募の際に提出する書類は、次のとおりとなります。

提出書類は、沼津市 HP に掲載のほか、沼津市役所 5 階まちづくり政策課窓口にて配布しております。

① 指定様式

- | | |
|---------|-----------|
| ア 応募申請書 | (第 1 号様式) |
| イ 事業計画書 | (第 2 号様式) |
| ウ 収支予算書 | (第 3 号様式) |

② 添付書類

申請者の属性(個人・団体)により添付書類が異なります。

	個人	団体
法人登記事項証明書(法人のみ)		○
団体概要調書		○※1
構成員名簿		○※1
規約又は会則		○※1
本人確認書類	○※2	○※2
市民税納税証明書	○※3	○※3
委任状及び受任者の本人確認書類	○※4	○※4
その他市長が必要と認める書類	○※5	○※5

- ※1 沼津市内の自治会・沼津市が所管するNPO法人は不要です。
法人登記事項証明書を提出した法人も不要です。
- ※2 個人・任意団体は、本人又は代表者の住民票の写し、若しくはこれに相当する書類の写しを提出してください。
沼津市内の自治会、沼津市が所管するNPO法人は不要です。
なお、住民票の写しを提出する場合は、個人番号が記載されていないものを提出してください。
- ※3 沼津市外の住民、沼津市外に所在地を有する団体等が応募する場合は、それぞれ所管の自治体が発行する納税証明書を提出してください。
沼津市民、市内に所在地を有する団体が応募する場合は不要です。(納税状況調査の同意があった場合)
- ※4 応募者本人又は団体代表者以外の者が申請書を提出する場合は、委任状及び受任者の免許証などの受任者本人の確認ができる書類の提出が必要となります。
- ※5 事業の内容を確認するため、関係する書類の提出を求めることがあります。

9 事業選定

(1) 事業選定の流れ

応募された事業は、「沼津市民間支援まちづくりファンドアドバイザー会議」の委員による評価を踏まえ、市が採択・不採択の決定を行います。

評価方法は、応募者による事業のプレゼンテーション(パワーポイント、レジュメ等により10分以内)、各委員による事業内容のヒアリング(10分)を踏まえ、評価基準に従い採点を行います。(以下「プレゼンテーション審査」という。)により行います。

プレゼンテーション審査は、次のとおり開催を予定しています。

日 時 平成 29 年 6 月上旬
場 所 沼津 RAKUUN 3 階「ぬまづのたカラボ」
沼津市大手町 3 丁目 4 - 1

プレゼンテーション審査は、原則として全ての事業で実施する予定ですが、応募状況によって、一部の事業は書類審査のみとなる場合もあります。

(平成 28 年度の募集分については、ソフト部門のステップアップ型・ハード部門のみプレゼンテーション審査を行い、スタート支援型は書類審査のみとしました。)

プレゼンテーション審査の対象となる事業は、5 月末頃までに郵送又は電話によりお知らせします。

(2) 評価基準

アドバイザー会議の委員による評価は、次に示す「評価基準」に基づき点数評価を行います。(各項目 10 点 : 60 点満点)

評価基準

	内 容
公益性	<ul style="list-style-type: none">・不特定多数の住民の利益につながるものであるか・地域のまちづくりの推進に貢献するものであるか
発展性	<ul style="list-style-type: none">・活動の水準を高めたり、活動範囲を広げるなどの活動の活性化が期待できるものであるか。・他の住民や地域との連携、又は波及効果が期待できるものであるか。
地域性	<ul style="list-style-type: none">・地域の特性や資源を生かすための観点や工夫がみられるものであるか。・地域の実情を踏まえた課題解決の取り組みとして評価できるものであるか。
必要性	<ul style="list-style-type: none">・まちの活性化や魅力づくりのために意義あるものであるか。・財政的な支援が必要であるか。
先導性	<ul style="list-style-type: none">・チャレンジ性や独創性がみられるものであるか。・まちづくりの活動としての新しい取り組みが見られるものであるか。
継続性	<ul style="list-style-type: none">・継続的・自立的な取り組みが見込める工夫がされているものであるか。

10 採択決定

応募事業の採択・不採択は、補助金採択・不採択決定通知書（以下「決定通知書」という。）により 6 月末までにお知らせします。

11 補助金の支払い方法

補助金の支払い方法は、原則として、事業完了後の精算払いとなりますが、事業実施にあたり必要と認められる場合は、概算払いにより事前に補助金の支払いを受けることができます。

概算払いの金額及び方法は、事業計画の内容を勘案し、まちづくり政策課と協議のう

え決定します。

また、概算払いにより事業を実施した結果、補助金の交付確定額が交付決定額を下回った場合には、その超過分を市に返還していただきますのでご了承ください。

12 事業内容の変更・中止

やむを得ない事情により、事業内容の変更及び中止を行う場合は、事前に必要な書類を揃え、まちづくり政策課の承認が必要となります。

その場合、補助金の交付確定額が変更となり、既に支払済となっている補助金の返還が生じる場合があります。

なお、事業内容の変更状況により、補助金交付決定額の見直しを行いますが、事業拡大による助成額の増額については認めておりません。

13 報告書の提出

事業が終了しましたら、事業完了日から起算して14日以内に事業実績報告書と収支決算書を提出していただきます。

収支決算書には、補助対象となる経費の領収書等の添付が必要となります。

14 広報ぬまづの活用

事業実施にあたって、事前に市民から参加者を募るもの、市民への周知をすることによって更なる事業の効果が見込まれるものは、「広報ぬまづ」への掲載を行います。(原稿締切日は、発行を希望する広報紙の1か月前となりますので、原稿締切日の1週間前までに、まちづくり政策課と掲載内容について協議をしてください。)

15 事業の取材・発表

「沼津市民間支援まちづくりファンド事業」を多くの人に活用していただくため、広報ぬまづ・沼津市ホームページ等において、事業の紹介を行わせていただきますので、取材の協力をお願いします。

また、次回以降の説明会、翌年度に実施する活動発表会において、事業の取組状況・実績を報告していただく場合がありますので、ご了承ください。

16 その他

補助金の交付決定後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

また、申請書等に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

17 問い合わせ

当事業について不明な点は、下記担当までお気軽にお問い合わせ下さい。

沼津市役所 都市計画部 まちづくり政策課

電話番号 055(934)4886